

会 議 録

会 議 の 名 称	藤井寺市男女共同参画推進審議会
開 催 日 時	令和5年7月 21日(金) 10時から11時30分まで
開 催 場 所	市役所3階 入札室
出 席 者	委 員:星野智子(会長)、大橋敏弘(副会長)、雑賀明美、武田祥子、 田渋義弘、西嶋恭章、南和行、宮本良久、横井結美 事務局:龍見課長、小中課長代理、前田主事、甲野主事補
会 議 の 議 題	(1)第4期男女共同参画のための藤井寺市行動計画～スクラムチャレンジプラン～令和4年度実績報告 (2)令和5年度男女共同参画推進事業の予定 (3)今後の委員委嘱について
会 議 の 要 旨	男女共同参画推進施策の進捗状況及びその課題や問題点について検討及び審議する。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他( )
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍 聴 者 数	2 人
その他の必要事項	

審議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

1 会長挨拶

2 議題

(1) 第4期男女共同参画のための藤井寺市行動計画 令和4年度実績報告

会長 それでは、次第に沿って審議を進めていきます。昨年度に全庁的に取り組まれました男女共同参画の推進に関する事業について、審議会への女性委員の参画率や市の管理職に占める女性職員の割合なども含めまして、事務局より説明をお願いします。

事務局 <資料に基づき説明>

- ・資料1 第4期男女共同参画のための藤井寺市行動計画 実績報告書
- ・資料1-1 各種審議会等女性登用率進捗状況
- ・資料1-2 女性職員の登用状況
- ・資料1-3 DV相談件数

会長 この件について、ご質問やご意見はありますか。

南委員 生理用品の配布について、実績報告の経費が0になっていますが、予算取りはしていないのでしょうか。

事務局 災害の備蓄用品で対応しているため、本課では予算措置はしておりません。

南委員 生理用品の配布事業の重要性を市として意識してもらうために、あえて予算計上することが必要ではないでしょうか。

事務局 予算化について、国や府などからの財源確保も含めて検討できればと思います。

南委員 講座の実施方法について、対面方式とオンライン方式の違いは何かありますか。

事務局 対面では年齢層が固定化されている実情があり、オンラインでは子育て世代の人など比較的若い人の参加も時折見受けられます。効果については、手応えもありますので引き続きオンラインや録画配信でも実施していければと思います。

南委員 録画配信において、動画を視聴完了したかどうか確認できるのでしょうか。

事務局 最後まで視聴したかどうかの確認はできませんが、視聴後のアンケートに目を通すと、最後まで視聴してもらえていないことがわかることもあります。

南委員 対面とは違い、オンラインだと画面を見ているだけで受講者は疲れてきます。事前に「途中でこの話をします」「途中で答えを伝えます」「雑談をします」といった言葉を伝えるなど、配

信する側も工夫してみるのも良いと思います。また、男性の育児休業取得についてですが、男性職員に対して、実際に育児休業を取得した男性職員が体験談を発信できる場があれば良いのではないかと思います。

事務局 そういった機会提供について検討します。

西嶋委員 DV 相談において、リピーターが多いというのは解決につながっていないと解釈できるのではないのでしょうか。就労支援や避難方法など具体的な解決方法を考えていくことが必要だと思います。

事務局 警察や女性相談センターなどの関係機関と連携しながら対応できればと思います。

榎委員 私自身は相談業務に携わっていますが、緊急の避難が必要な人については、行政に繋ぎ、支援をお願いしています。自分が DV に遭っているという認識の低い人に対しては、相談員がエンパワメントを行い、少しずつ DV を理解してもらい、これから何ができるか主体的に考えてもらう必要があります。そのためにリピーターが増えていると考えます。

田中委員 第4期男女共同参画のための藤井寺市行動計画は令和3年度より始まったと思いますが、前年度比の資料があるほうが効果検証の観点からもよりわかりやすいかと思います。

会長 資料を作成後、送付いただけますでしょうか。

事務局 講座回数や参加人数など経年比較できるものは追加資料として提示いたします。

会長 男性の育児休業取得率は目標を達成しているように見えますが、取得の内容も全庁的に周知できるよう心掛けていただければと思います。

宮本委員 育児休業の取得日数が数日だった人から「何をしたら良いのかわからない」「指示が抽象的でわからない」「かえってしんどい」と言った声を聞くことがあります。実際に取得した人から、どういった言葉の投げかけがあれば育児休業を取得してみたいと思うのかなどについて、やりとりを聞ける機会があれば良いのではないのでしょうか。

南委員 昔は家庭科も女性のための履修でしたが、今は男女必修であると思います。若い世代について、家庭科の授業などにおいて、家事能力に長けているかどうかは性別に関わるものではないという感じですか？

会長 世代格差があるように思います。また、家事と育児は密接に関わっており、女性も育児方法を誰かに教わったわけではなく、育児をしていきながら身に付けています。育児については、教科書的なものではなく、成功例、失敗例など盛り込んだ本音を聞く機会が市職員にも市民にもあれば良いのではないのでしょうか。

雑賀委員 私の職場に 4 週間の育児休業を取得した男性社員がいます。男性社員が休みを取りにくい要素に「仕事に置いて行かれるかもしれない」「今取り組んでいる業務はどうなるのか」といった不安感があります。そういった不安を解消するためにも、育児休業期間中でもテレワークで 1 日 2 時間は働くなど、仕事との接点を持たせることも大切ではないでしょうか。

南委員 家事や育児に積極的に参画したい人に対して、「男なのに」といった目線はなくなりつつありますか。

雑賀委員 仕事の関係で、高校に訪問することがあり、男子高校生に何をすることが得意か聞いた時に、「ポーチづくり」と言われたことがあります。「男なのに」と言った目線はなくなりつつありますし、そういった発言はパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントにあたります。

南委員 私の学生時代は「男のくせに」という理由でいじめに遭うかもしれないという不安がありました。男性でも家事や育児をしたいと言える明るい世の中になったのであれば良いなと思います。

武田委員 教育現場でも「男らしい」「女らしい」という言葉は聞かなくなりました。就職活動の際に、「男性育休取得できます」と、あえて打出ししている企業に対して、当然のことなのになぜと言う女子学生もいます。育児に正解はありませんし、育児は性別に関係なく行うものです。あるべき育児論ではなく、育児の大変さを共感できるような学習機会があれば良いと思います。

副会長 先日、市の男女共同参画フォーラムにて、毎日放送アナウンサーの西靖さんの講演を聞いてきました。育児休業を取得した西さんの経験談を聞くことが出来て良かったです。私は幼児へ遊び場を提供する施設でボランティアをしていますが、男性が子どもを遊ばせたり、おむつ替えをしたりする所を目にします。若い人の中では違和感なく育児が進んでいるのかもしれませんが、令和 4 年度の藤井寺市男性職員における育児休業取得率は 77.8%ではありますが、その中には 1~3 日程度しか取得していない人も含まれています。数字だけではなく内容を見ていくことも大切だと思います。

会長 男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが自分の幸せのために、自己実現をしていくことが必要不可欠です。この審議会の中だけではなく全庁的に、藤井寺市の企業などにも発信して行ってください。

副会長 今年度で市内の中学校全てにおいて制服選択制が導入されたことを嬉しく思います。

## (2) 令和4年度男女共同参画推進事業の取組

事務局 <資料に基づき説明>

- ・資料 2 令和5年度男女共同参画推進事業の取組予定
- ・資料 2-1 令和5年度男女共同参画推進講座(予定)一覧
- ・資料 2-2 6月号広報紙特集記事
- ・資料 2-3 女性相談窓口案内

会長 この件につきまして、何かご質問やご意見はありますか。

職員 女性相談窓口を知った経緯は集計していますか。

事務局 新規の相談者に対するヒアリングでは、市施設や医療機関に掲示しているポスターや広報紙で見て窓口を知ったなどと聞いています。

会長 相談窓口周知を医療機関等でもしてもらえるのはありがたいですね。このように当審議会での検討事項や意見を発信していくことが大切かと思いますので引き続きよろしく願いいたします。

## (3) 今後の委員委嘱について

事務局 現委員の任期は令和5年10月12日で任期切れを迎えます。通常ですと令和5年10月13日より新たに委嘱し、委員をお願いするところではありますが、次期計画の策定途中で委員の任期切れが生じます。そこで事務局からの提案として、次の委嘱を令和6年4月1日からとさせていただけないでしょうか。

南委員 私たちの委嘱期間が半年延長するというわけではなく、空白期間ができるという解釈で間違いありませんか。

事務局 そうです。

会長 今の任期のままだと計画策定途中で任期が切れてしまいます。また次の委嘱開始も令和6年4月1日からと決まっています、審議会がなくなるわけではありません。

副会長 設置根拠などで支障はないでしょうか。

事務局 空白期間についての定めはないので支障はありません。

会長 他にご質問やご意見はありますか。なければ、これを持ちまして本日の審議を終了し、後の進行を司会にお返ししたいと思います。